

中小企業等経営強化法に基づく
経営革新計画の承認手続と支援メニューのご案内（電子申請版）

新商品や新サービスの開発、新たな販売方式の導入など、特定事業者が行う新たな取組について、所定の様式に従って「経営革新計画」を作成していただき、法に基づく県知事の承認を受けると、計画期間中、政府系金融機関による低利融資や中小企業信用保険法の特例、国の補助金等の加点などの支援メニューを利用することが可能となります。

1 対象事業者

県内に本店の登記（個人事業者の場合は住民登録）がある全業種の特定事業者*、そのグループ、組合等が対象となります（NPO法人、医療法人・学校法人等については対象外）。なお、計画作成に当たっては、1年以上の既存事業での事業実績が必要となります。

* 特定事業者として本法の対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業(下記以外)	300人以下
ソフトウェア業、情報処理 サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

2 経営革新計画の承認基準

経営革新計画について承認を受けるためには、その計画の内容が、

「新事業活動」を行うことにより、「相当程度の経営の向上」を図るものであることが条件となります。

具体的には、次の(1)(2)の基準を満たすとともに、計画の実施内容・資金計画が適切であることなどが必要です。なお、計画期間(研究開発期間+事業期間)としては、事業期間だけの場合、3年、4年、5年のいずれか、研究開発期間がある場合、最大8年(ただし事業期間は3年、4年、5年のいずれか)を選択できます。研究開発期間は0～5年、事業期間は3～5年で最大8年の組合せとなります。

(例) 研究開発期間3年 + 事業期間5年 = 計画期間8年

(1) 「新事業活動」とは

自らのアイデアによる新たな事業活動であって、次の各類型の事業を含むものをいいます。なお、計画を作成する事業者にとって新たなものであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても対象となります。ただし、同業他社(地域性の高いものは同一地域における同業他社)において、既に相当程度普及している技術・方式の導入については対象外となります。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

(2) 「相当程度の経営の向上」とは

経営目標として、以下の2つの経営指標が、計画期間に応じた目標伸び率を達成することをいいます。なお、これらの経営指標は計画終了時点（事業期間最終年）において達成されていれば、計画途中の各年に達成されていなくても構いません。ただし、計画終了時には、それぞれが正の値であり、また、経常利益が黒字であることが必要です。

① 付加価値額の向上

企業全体の付加価値額（＝営業利益＋人件費＋減価償却費）または従業者一人当たりの付加価値額（＝付加価値額÷従業者数）のいずれかについて、直近期末の実績に対し、

- ・ 事業期間が3年の場合は、計画終了時において目標伸び率が9%以上
- ・ 事業期間が4年の場合は、計画終了時において目標伸び率が12%以上
- ・ 事業期間が5年の場合は、計画終了時において目標伸び率が15%以上

の目標を立てることが必要です。

② 給与支給総額の向上

企業全体の給与支給総額（役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当。ただし福利厚生費、退職手当は含めず）について、直近期末の実績に対し、

- ・ 事業期間が3年の場合は、計画終了時において目標伸び率が4.5%以上
- ・ 事業期間が4年の場合は、計画終了時において目標伸び率が6%以上
- ・ 事業期間が5年の場合は、計画終了時において目標伸び率が7.5%以上

の目標を立てることが必要です。

3 支援メニュー

中小企業等経営強化法により承認された「経営革新計画」を実施する特定事業者には、次のような支援メニューが用意されています。ただし、計画の承認後は、各支援機関等において申請手続と審査が必要です（審査結果によっては利用できない場合もあります）。

(1) 政府系金融機関等による低利融資

- ・ 日本政策金融公庫の低利融資を利用できます。

〈「新事業活動促進資金」の場合〉

限度額 7億2千万円（運転資金は2億5千万円）

融資期間 20年（運転資金は7年）以内

- ・ 神奈川県制度融資のうち、長期低利の「経営革新支援融資」を利用できます。

限度額 8千万円（設備資金・運転資金） ※海外直接投資は2億8千万円

融資期間 10年（運転資金は7年）以内

(2) 中小企業信用保険法の特例

- ・ 通常の保証限度額（普通保証2億円、無担保保証8,000万円（うち無担保無保証人保証2,000万円））とは別に、同額の別枠を設けています。
- ・ 研究開発費用を対象とする新事業開拓保証について、限度額が通常の2億円から3億円に引き上げられます。

(3) 中小企業投資育成株式会社法の特例

資本金3億円超の株式会社も、投資育成会社の投資事業対象となることができます。

(4) (地独) 神奈川県立産業技術総合研究所手数料及び使用料の減免制度

経営革新計画に係る研究開発のための試験等を(地独)神奈川県立産業技術総合研究所に依頼される方は、手数料及び使用料の軽減申請（半額）ができます（上限あり）。

(5) 海外展開に伴う資金調達支援

国内中小企業者が、外国関係法人等（海外子会社等）も関連して新規事業を展開する場合に、外国関係法人等の現地金融機関からの資金調達や国内中小企業の海外子会社等へ投資を支援します。

① 現地子会社の資金調達支援

株式会社日本政策金融公庫法の特例によるスタンドバイ・クレジット（債務保証）及びクロスボーダー・ローン（海外子会社への直接融資）がご利用になれます。

② 海外展開のための国内における資金調達支援

中小企業信用保険法の特例（海外投資関係保険）による中小企業信用保険の限度額が増額されます。

（保証限度額） 1企業：3億円（通常2億円）、1組合：6億円（通常4億円）

＜参考＞外国関係法人等（海外子会社等）の定義について

(i) 外国関係法人等とは、中小企業者等と以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当する関係を持つ外国の法人または団体（以下、「外国法人等」という。）のことをいう。

	株式等の総数又は総額の一定水準	役員数の一定比率
イ	50%以上	(条件なし)
ロ	40%以上50%未満	役員50%以上
ハ	20%以上40%未満かつ筆頭株主	役員50%以上

(ii) 上記(i)を満たす者（いわゆる子会社）が単独又はその親会社である中小企業や他の子会社と共同で、上記イ、ロ又はハのいずれかの要件を満たす外国法人等を設立した場合、当該外国法人等も含む。

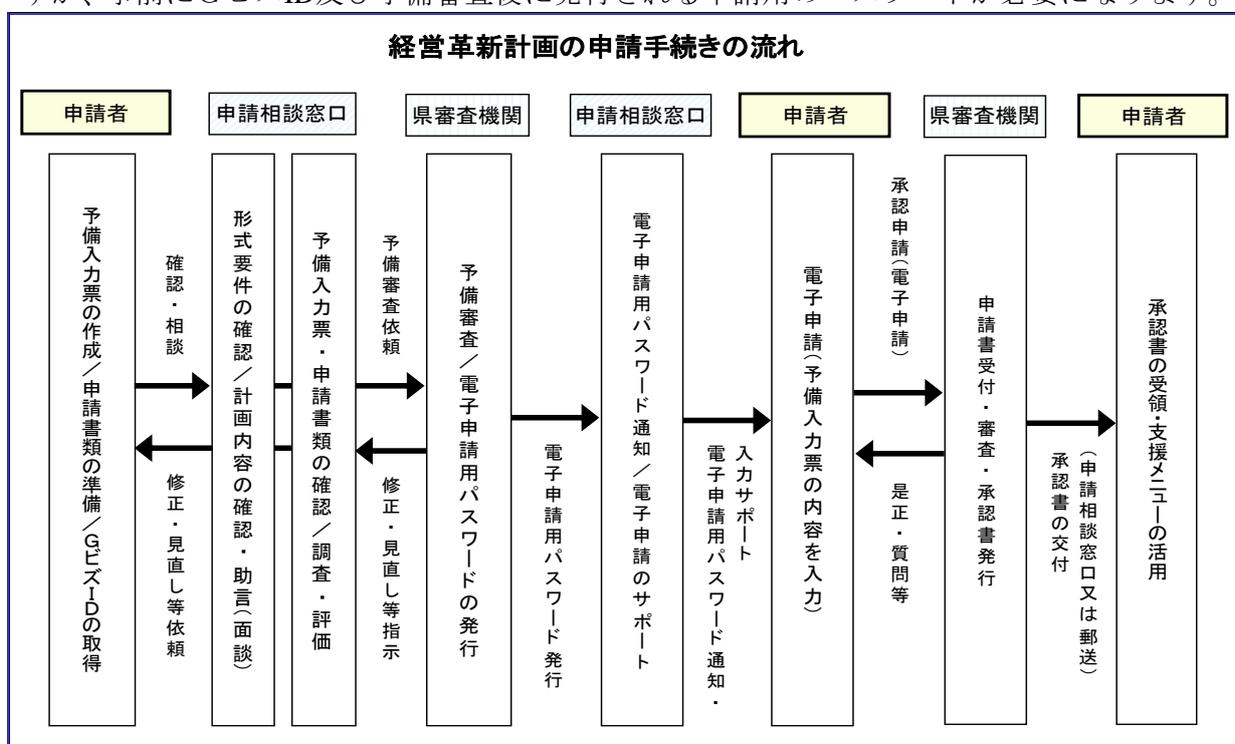
(6) 国の補助金等の加点

国の補助金等では、経営革新計画の承認企業に対し加点を行っているものもあります。

(例) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金など

4 申請手続きの流れ

経営革新計画の申請は、次の手順により「経営革新計画電子申請システム」により行いますが、事前にGビズID及び予備審査後に発行される申請用のパスワードが必要になります。



(1) 予備入力票の作成・申請書類の準備

県ホームページから電子申請用の「予備入力票」をダウンロードし申請書類を準備してください。予備入力票の記入方法や申請書類の詳細については、「経営革新計画の承認申請の手引き及び予備入力票の記入例」をご覧ください。

なお、電子申請には、GビズIDが必要になります。取得には最大2週間程度要しますので、IDをお持ちでない方は、予めデジタル庁のWebサイトにアクセスし、GビズIDアカウント（GビズIDプライム又はGビズIDメンバー）を取得しておいてください。



GビズIDアカウント発行サイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(2) 申請相談窓口での確認・助言

計画内容や予備入力票・申請書類について、申請相談窓口に提出し確認や助言を受けてください。申請相談窓口より修正等の依頼があった場合は速やかに対応ください。

(3) 予備審査及び申請用パスワードの取得

申請相談窓口での確認及び調査・評価に基づき県審査機関で予備審査を行った上で、申請用パスワードを発行し申請相談窓口を通じてお知らせします。

神奈川県

(4) 電子申請（申請内容のシステム入力）

申請用パスワードの有効期限までに、下記URLから電子申請システムにログインして申請してください（添付資料も改めて電子申請システム上で提出）。

経営革新計画電子申請システム：<https://www.keieikakushin.go.jp/>



(5) 承認書の交付

県審査機関での審査後、承認書を発行し申請相談窓口または郵送にて交付します。なお、審査結果については、システムにログインして確認することが可能です。

5 申請相談窓口

経営革新計画の承認申請をされようとする方は、予備入力票を作成の上、必ず下記の申請相談窓口にご相談ください（要事前予約）。なお、申請相談窓口への相談や申請書類の提出にあたっては、必ず申請企業の代表者または計画内容を説明できる役員や従業員が行ってください（専門家同席の可否については、事前に申請相談窓口にご確認ください）。

※承認制度や申請方法の確認など、予備入力票等の作成前のご相談も可能です。

(1) 商工会・商工会議所

各商工会または商工会議所が管轄する市町村にある事業者の方であれば、会員でなくてもご相談に応じています。※必ず事前に電話予約してください。

名称	電話	名称	電話	名称	電話
横浜商工会議所	045-671-7450	厚木商工会議所	046-221-2153	大磯町商工会	0463-61-0871
川崎商工会議所	044-211-4111	大和商工会議所	046-263-9112	二宮町商工会	0463-71-1082
相模原商工会議所	042-753-8135	海老名商工会議所	046-231-5865	足柄上商工会	0465-83-3211
横須賀商工会議所	046-823-0402	小田原市橋商工会	0465-43-0113	山北町商工会	0465-76-3451
平塚商工会議所	0463-22-2510	逗子市商工会	046-873-2774	真鶴町商工会	0465-68-0033
鎌倉商工会議所	0467-23-2563	伊勢原市商工会	0463-95-3233	湯河原町商工会	0465-63-0111
藤沢商工会議所	0466-27-8888	座間市商工会	046-251-1040	愛甲商工会	046-286-3672
小田原箱根商工会議所	0465-23-1811	南足柄市商工会	0465-74-1346	城山商工会	042-782-3338
茅ヶ崎商工会議所	0467-58-1111	綾瀬市商工会	0467-78-0606	津久井商工会	042-784-1744
三浦商工会議所	046-881-5111	葉山町商工会	046-875-2810	相模湖商工会	042-684-3347
秦野商工会議所	0463-81-1355	寒川町商工会	0467-75-0185	藤野商工会	042-687-2138

(2) 中小企業支援機関

下記の中小企業支援機関においても、ご相談に応じています。なお、神奈川県中小企業団体中央会、(公財)神奈川産業振興センターについては、神奈川県内にある全ての事業者の方が相談を受けることが可能です。※必ず事前に電話予約してください。

名称	電話	名称	電話
神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5132	(公財) 神奈川産業振興センター	045-633-5200
(公財) 横浜企業経営支援財団	045-225-3711	よろず支援拠点 (本部)	045-633-5071
(公財) 川崎市産業振興財団	044-548-4159	(公財) 相模原市産業振興財団	042-759-5600

6 フォローアップ調査・終了調査

事業期間開始後1～2年後に、計画の達成状況や支援メニューの活用状況を確認するためフォローアップ調査を行います。また、計画期間終了後には同様に終了調査を行いますのでご協力をお願いします。